

令和7年度三重県林業研究所ニーズ対応型共同研究公募要領

三重県林業研究所は、共同研究者の技術課題の解決等を目的に、研究所が保有する研究成果、知見及び設備等を活用して実施する共同研究を以下のとおり募集します。

1 共同研究の概要と手続き

(1) 共同研究の対象

この公募要領において、共同研究とは、三重県林業研究所と事業者等が共通する技術課題を分担して研究し共同で解決するために行う研究開発をさします。このため、既に製品又は商品となっているものの性能又は効能の評価を目的とするものは対象になりません。また、産業廃棄物等を研究材料とし、安全性などで課題あると判断した場合は、研究対象としないことがあります。

共同研究の対象となる研究は、三重県林業研究所の研究分野のうち、令和7年度において共同研究が可能な研究分野（リスト1）に関するものとします。ただし、リスト1に記載のある研究開発分野であっても、三重県林業研究所の研究設備や予算等の都合により対応できない場合がありますのでご了承ください。

(2) 対象とする事業者（共同研究者）

原則として、県内事業者及び団体等を共同研究者とします。ただし、三重県林業研究所の研究成果の技術移転を目的とした共同研究、及び実施する共同研究の成果により三重県に利益があると思込まれる共同研究については、この限りではありません。

(3) 研究期間

原則として、共同研究契約の締結日から令和8年3月31日までとします。

(4) 応募期間

令和7年5月15日（木）～令和7年10月31日（金）

(5) 共同研究経費の負担

- ① 共同研究者は、自らが実施する研究に要する費用は自ら負担していただきます。
- ② 三重県林業研究所の研究に要する費用については、原則として共同研究者に負担していただきます。

(6) 申請方法・お問い合わせ先

添付の申請書を次の住所あて送付してください。

〒515-2602 津市白山町二本木 3769-1 三重県林業研究所

電話：059-262-0110（代表） Fax：059-262-0960 担当者：山吉

(7) 申請から採択に至る手続き

① 事前調査（申請書受付後に実施）

申請書の内容に関連する三重県林業研究所の研究担当者が、申請者に対してヒアリング等により申請内容を確認させていただくとともに、申請内容と三重県林業研究所の研究能力の適合、研究の分担、三重県林業研究所研究費用の見積り等についても確認させていただきます。

また、共同研究において三重県林業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、

申請者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。

② 審査

申請書及び事前調査の結果から、三重県林業研究所の共同研究審査会において審査し、共同研究者を選定します。審査会は、申請書を受け付け事前調査が完了次第、応募期間中でも随時開催します。

③ 審査結果の通知

採択された申請者に採択通知書、不採択となった申請者に不採択通知書を送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載しますので、再申請される場合の参考にしてください。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結にあたり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究は実施できないのでご注意ください。

④ 共同研究契約の締結

共同研究の分担、三重県林業研究所研究費用などについて三重県林業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書を締結します。なお、共同研究契約の締結にあたり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

(8) 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断し、共同研究者を選定します。

① 三重県林業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、三重県林業研究所の職員の研究分野や三重県林業研究所の保有する設備等で対応できること。

② 申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であること、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）が充分に見込まれること。また、三重県林業研究所の研究目標に合致し、共同研究に取り組む妥当性があること。

③ 申請者の研究開発能力

申請内容に対して、申請者が十分な研究体制・能力を持っていること。

④ 共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

対象とする材料・原料等の安全性が明確であること。ただし、食品由来廃棄物等で安全性に合理的理由のある場合は研究対象とします。

⑤ 共同研究の制度に対する申請者の理解

共同研究者の費用負担、情報の取扱、及び共同研究契約書の条項などに対して、申請者が十分に理解していること。

2. その他注意事項

(1) 共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定しております。詳細は前記お問い合わせ先までお問い合わせください。

(2) 研究成果の特許出願の取り扱い

共同して出願する特許等の出願費用（弁理士費用等含む）及び特許料は、第三者に対する実施権の取扱（禁止・保留・同意）により共同研究者の負担が変わります。

第三者に対する実施権の取扱は、共同出願契約を締結するときに、三重県と共同研究者が協議して選択します。その取扱と経費の負担の概要は、次のとおりです。

- 第三者に対する実施権の付与の禁止：5年間を限度として定めた期間内に、共有特許の第三者への実施権の付与を禁止する実施する場合

→ 共同研究者が、出願に係る費用及び定めた期間内の特許料を全額負担します。

- 第三者に対する実施権の付与の保留：5年間を限度として定めた期間内に、実施権を求める第三者が現れたときに、実施権付与の可否について三重県と共同研究者が協議して決定する場合

→ 共同研究者が、出願に係る費用及び定めた期間内の特許料を全額負担します。

- 第三者に対する実施権の付与の同意：実施権を求める第三者が現れたときは、必ず実施許諾を行う場合

→ 三重県と共同研究者が、出願に係る費用及び特許料の特許の持分に応じて負担します。

(3) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、事業者が守るべき多くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。

例) 「製造物責任法（PL法）」、「不正競争防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「食品衛生法」、「輸出貿易管理令」、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」、など

(4) 情報公開

① 研究課題名の公表

共同研究課題は、他の三重県林業研究所の研究課題と同様に、課題名等が公開されます。

② 共同研究報告書の開示と守秘

三重県林業研究所及び共同研究者は、各年度末までに相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書を作成します。なお、共同研究報告書はあらかじめ相手方の承認を得ることなく開示できるものとします。公開によって競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められる共同研究成果については、共同研究報告書と別に、共同研究非公開成績書を作成します。

③ 三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書（申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が三重県林業研究所に提出した文書・データ等）は三重県情報公開条例の対象となります。ただし、共同研究に関して、共同研究者以外の第三者から情報公開請求があった場合、「法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」は非開示情報に該当します。

詳しくは、県ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/index.htm> をご覧ください。

リスト1 共同研究が可能な研究分野

番号	共同研究の対象とする研究分野
1	伐採・搬出等作業システムに関する試験研究
2	育林・育種に関する試験研究
3	森林の病害虫、獣害被害対策に関する試験研究
4	森林管理等に関する試験研究
5	キノコの栽培に関する試験研究
6	木材の乾燥に関する試験研究
7	木材の強度に関する試験研究
8	木質材料に関する試験研究